

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日には、
同日が休日となる翌日)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、北条町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成三年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇告示

字の区域の変更（地方課）

争議行為の実施（労政訓練課）

国土調査の成果の認証（農村整備課）

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定（水産課）

土地区画整理組合の解散の認可（都市計画課）

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

危険物取扱者試験の実施（消防防災課）

正誤 平成三年三月鳥取県公報号外第二十九号中訂正

平成三年三月鳥取県規則第十六号中訂正

告示

□大字松神字西出

原 大字松神字前西

大字松神字鷺取

区域を変更する

同上の区域（平成二年十月一日現在の地番による。）

大字松神字西原

大字松神字西原の全域

大字松神字東天神白

大字松神字東天神白の全域

大字松神字鷺取

大字松神字南鷺取の全域

大字松神字前西原のうち五六一の一、五六一の三、五六二、五六三、五六四の三、五六八の一、五六九の一、五七〇の三、五七〇の四

大字松神字前西原のうち六八三の二以外の区域

大字松神字濱屋敷七一一、七一一の二、七一二の一、七二、七二三、七一四の一から七一四の五まで、七二五から七三〇まで、七三一の一、七三一の二、七三二から七

		大字松神字演屋敷	三八まで、七三九の一から七三九の三まで、七四〇から七四二まで、七四三の二、七四四の一から七四四の三まで、七四五、七四五六及びこれらと一体をなす国有地の一部
		大字松神字演屋敷七一五の一、七一五の二、七一六の一、七一七、七一八、七一〇から七二四まで、七四七から七五まで、七七五の二、七七八の三、七七八の四、七八一、七八一の二、七八二、七八二の二、七八三、七八三の二、七八四、七八五の一、七八五の二、七八六、七八七、七八八の一、七八八の二及びこれらと一体をなす国有地	
		大字松神字演屋敷八〇二及びこれと一体をなす国有地	大字松神字演屋敷八〇二及びこれと一体をなす国有地の一部
		大字松神字演屋敷七七八の一、七七八の二、七七九、七八〇及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字松神字演屋敷の全域
		大字松神字東屋敷	大字松神字東屋敷のうち八〇二及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字松神字東出 口	大字松神字東演	大字松神字東演屋敷の全域	大字松神字東演屋敷のうち八〇二及びこれと一体をなす国有地の一部
大字松神字東出 口	大字松神字東演	大字松神字東演屋敷のうち八〇二及びこれと一体をなす国有地の一部	大字松神字東演屋敷のうち八〇二及びこれと一体をなす国有地の一部

		大字松神字中開	大字松神字西出口六八三の一 大字松神字火屋ノ沖の全域
		大字松神字南火屋ノ前	大字松神字中開のうち九三五の一から九三五の七まで、九六二の一から九六二の四まで、九六三の二、九六三の三以外の区域
		大字松神字南火	大字松神字南火屋ノ前九三〇の一及びこれと一体をなす国有地
		大字松神字南中開	大字松神字南中開の全域
		大字松神字中開	大字松神字中開九六二の三、九六三の二、九六三の三
		大字松神字沖演	大字松神字中開九六二の三、九六三の二、九六三の三
		大字松神字東演	大字松神字沖演のうち一〇六〇の四、一〇六七の一、一〇六八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
		大字松神字高演	大字松神字高演一〇五の一五四
		大字松神字東演	大字松神字東演一一一の一、一一一の二、一一一の四から一一一の四まで、一一一二の一から一一二の八まで、一一一三の一から一一一三の九まで、一一一四の一から一一一四の九まで、一一一五の一から一一一五の二まで、一一一六の一、一一一六の二、一一一七の三、一一一八の一、一一一八の二、一一一九の一から一一一九の三まで、一一一四六の二、一一一四六の三、一一一四七の二、一一一四八、一一一四九の一、一一一五〇、一一一五一及びこれらと一体をなす国有地
		ダ 大字松神字土ウ	大字松神字中開九六二の一、九六二の二、九六二の四 大字松神字冲演一〇六〇の四、一〇六七の一、一〇六八の四

二及びこれらと一体をなす国有地 大字松神字東濱一一一の三	鳥取市五反田町六番地
大字松神字土ウダの全域 大字松神字高濱のうち一二〇五の一五四以外の区域	鳥取ガス株式会社・鳥取ガス産業株式会社において組合員の従事する職場の全部又は一部
大字松神字高濱 開、大字松神字火屋ノ沖	あらゆる形の争議行為を行う。

廃止する字の名 大字松神字東天神白、大字松神字南鷺取、大字松神字南中	鳥取県告示第四百八号
---------------------------------------	------------

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長山本茂から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事件

九一春闊賃金引上げの項目について

二 日時

平成三年五月五日前零時から本事件の完全解決にいたるまでの期間

鳥取県告示第四百十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第五項

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の名称	調査地域を行つた地域	認証年月日
東伯郡大栄町	平成元年度及び平成二年	大栄町（大字下種及び大字岩坪）の地籍図及び地籍簿	東伯郡大栄町大字下種及び大字岩坪	平成三年四月二十四日

鳥取県告示第四百九号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

四 概要

あらゆる形の争議行為を行う。

職場の全部又は一部

鳥取市五反田町六番地

鳥取ガス株式会社・鳥取ガス産業株式会社において組合員の従事する

平成3年4月30日 火曜日

において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成3年4月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加 入 区 漁 業 の 区 分

御来屋加入区
漁業災害補償法第百四条第二項に掲げる漁業
夏泊加入区

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成3年4月三十日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型	製造業者名
ぱちんこ遊技機	BINGO	
ワープステーション二 ベータ	奥村遊機株式会社	

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、倉吉市上井西土地区画整理組合の解散を平成三年四月二十四日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成3年4月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

雑 報

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の五第一項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十六条の規定により公示する。

平成三年四月三十日

財団法人消防試験研究センター理事長 中條永吉

試験の種類

- 2 1
乙種第四類危險物取扱者試驗
丙種危險物取扱者試驗

二 試験の日時及び場所

- 1 日時

区 分		
	日	時
乙種第四類危険物取扱者試験	平成三年七月十四日（日）	十時十五分から

三
受驗手續

鳥取市東町一丁目二三〇 鳥取県庁講堂、倉吉市山根五二九一二
倉吉体育文化会館及び米子市東福原三六 米子市農業協同組合において行う。

1 受験願書提出先

平成三年三月鳥取県公報号外第二十九号の公布された規則のあらまし中
次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

平成三年三月鳥取県公報号外第二十九
次の箇所に誤りがあつたので、訂正する

正
說

〔六八〇〕 烏取市東町一丁目二七一 烏取県庁第二庁舎八階
財団法人消防試験研究センター 烏取県支部
(電話〇八五七一二六一八三八九)

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県総務部消防防災課、各消防本部及び各地区危険物保安協会

乙種第四類危険物取扱者試験にあつては三千四百円、丙種危険物取扱者試験にあつては二千七百円を、所定の方法により納付すること。

四
その他

- ## 受験願書常置場所 財団法人消防試験 課、各消防本部及び 問合せ先

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送による。）
受験願書受付期間

平成3年4月30日 火曜日

正

誤

段 頁 上

一一号、一二号、一三号及び一六号の住宅	四
二	二五、〇〇〇円

一一号及び一四号の住宅	二
一二号、一三号、一五号及び一六号の住宅	二五、〇〇〇円

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成三年三月鳥取県規則第十六号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

正

誤

一一号及び一四号の住宅	四
二	四五、一〇〇円

一一号及び一四号の住宅	二
四一五、一〇〇円	二六、二〇〇円